

四月十五日 山県甲之進・木梨助太郎を三田尻諸稽古引立用掛とす。（文武御興隆控）

四月十九日 従来、京大坂の呉服・濃物行商人等の三田尻に来るときは、米屋嘉七方を定宿として附近の行商を許せしが、近時他国人の止宿を一切厳禁す。嘉七乃ち書を以て身元の確実なるものには従前の如く之を許可せんことを請ひ、代官所よりも特別の詮議を請ふ。本日之を許可す。（奉書控）

四月二十日 湯原栄三郎に防府団兵の引立掛を命じ、湯浅善兵衛・浦此面の三田尻稽古掛を免す。（明倫館兵学校其外伺書）

四月二十八日 赤川又太郎を三田尻講習堂の助教とす。五月十九日之を免ず。（同上）

四月晦日 従来、海軍学は艦内に於て修業せしめしが、今次新に海軍学校を三田尻に設け、四十人を限りて入学せしむ。但し軍艦運転の節は在学の士官を分配乗艦せしむ。（御手当沙汰控）

萩の博習堂を三田尻の海軍学校に合併し、その諸生を改めて海軍学校に入学せしむ。（奉書控）

四月 三田尻川口番所の傍に閑門を設け、他国人の出入を監視せしめんことを請ふ。藩政府之を許さず。單に見切るために棒杭一本を立て、左右に柵を結はしむ。（奉書控）

五月一日 藤井武兵衛を三田尻講習堂の稽古掛とす。（文武御興隆控）

五月十八日 報国団の武器不足なるを以て小銃百六十挺を購入せんとし、代官所よりその費金の借用を製塩業者に交渉す。大年寄之を諾し、且つその小銃は永く報国団の所有とし、防府の警備に専用せんことを請ふ。本日之を許可す。（諸隊沙汰控）

閏五月十一日 三田尻五組物頭役に命じ、交互に兵学校に入学せしむ。（明倫館兵学校其外伺書）

閏五月十四日 益田伊豆家来岡彦太郎を報国団の用掛とす。彦太郎は同隊結成当初よりの功労者にして、都令人役（廢応元）

二九九

内容見本

全国的視野で照射した地方史の典型

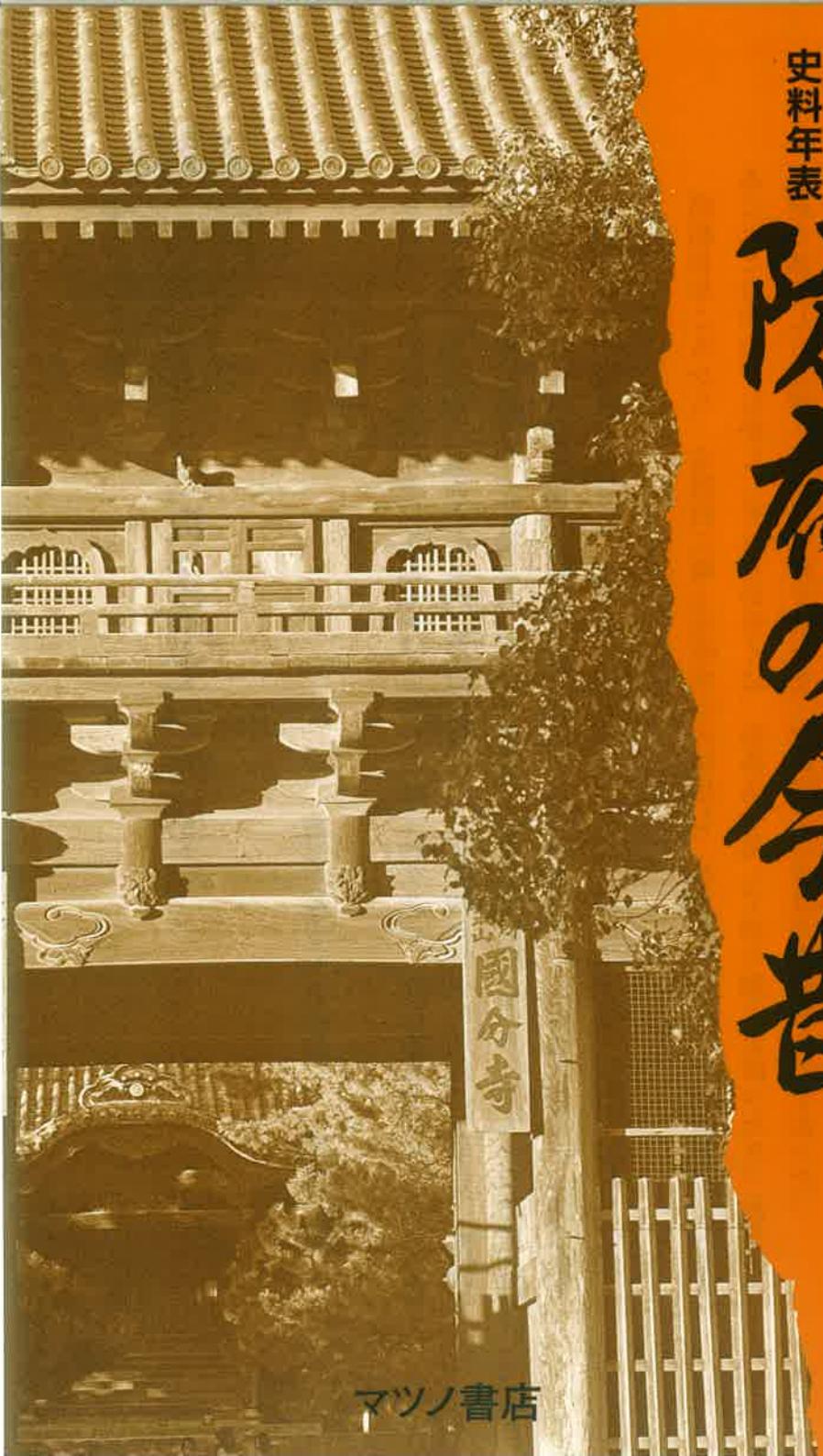
限定三八〇部復刻

三坂圭治著

防府の今昔

史料年表

マツノ書店





三坂圭治史学の原点

龍谷大学文学部教授　児玉　識

本書は、山口県史の研究に生涯を捧げられた三坂圭治先生が、防府出身で、のちに枢密顧問官となつた上山満之進翁から私的に懇請を受けて、昭和四年に史料蒐集に着手し、敗戦間際の昭和十九年によく脱稿されたものである。三坂先生は昭和四年に東大文学部国史学科卒業と同時に毛利家の「両公伝編纂所」に入所されているから、入所後ただちに『両公伝』と本書の両方の編纂に向けて、毛利家に伝わる膨大な史料群の中で若き情熱を傾注されたことであろう。

昭和初年ころから、全国的に郷土史研究が活発化し、さまざま形でその成果が公刊されることとなつた。しかし、それらの多くは、出典名を秘して功の独占を図つたり、あるいは史料を無視して口碑・伝説に依拠するなど、学問的にはなはだ未熟なものであつた。

「緒言」によると、三坂先生はこうした当時の郷土史研究の風潮が「斯学の發展を阻害すること甚大なる」を憂え、本書を「読物として著述せんよりも、むしろ編年的に綱文を掲げ、その下に出典を注記して史料の所在を明らかにし、将来の研究に資するを以つて時宜を得たるの計画」と考え、そのことを上山翁に伝えたところ、翁もこれに賛成されたという。本書が、現在もなお貴重な学術書として存在しているのも、このような、当時としてはきわめて異例の叙述形式をとられたからにほかならないが、これは、この手法を了とした上山翁の慧眼、それを成し得るだけの三坂先生の力量、さらに他の追従を許さぬほどの多数の史料を擁する毛利家の研究施設があつたればこそ可能だつたのであろう。その点で本書は、物理的には戦火のしだいに深まりゆく厳しい状況下でありながらも、学問的には幸運な環境の中で誕生したといえよう。

しかし、刊行後の本書の扱われかたは不遇であつたと私は思う、というのは、本書は大化前代から明治初年までの防府に関係する記事を、可能な限りの史書、古文書を駆使し、前記の基準に沿つてまとめたもので、一地域の歴史の歩みをこれほど豊富な史料で緻密に裏付けた書物は現時点においても非常に稀と思われる労作であるにもかかわらず、三坂先生の意図に反して、本書を単なる読物風の歴史書と勘違いし、学問的に正當に評価する研究者が意外に少ないからである。これは『防府の今昔』という書名から通俗的な歴史書を連想させるためかもしれないが、しかし実際に本書を繙けば、これが単に防府史を知るためだけでなく、防長、さらに明治維新、毛利氏、大内氏等の歴史を全国的視野から研究するうえでも多くの示唆に富む、きわめて有益にして高度な歴史研究書であることはたちどころに判明するはずである。

ご生前、三坂先生ご自身から、本書に格別の愛着を持つておられることをお聞きした記憶があるが、実証主義を貫かれた三坂史学の原点ともいべき本書の復刻を心から嬉しく思う。

■山口県が生んだすぐれた歴史学者・三坂圭治氏の著作は『周防國府の研究』『萩藩の財政と撫育制度』をはじめすべて名著です。

■今回の復刻に際し、書名に「史料年表」とつけ加えます。「平易な読物」のつもりで題名

■定価八千円（税込送料二八〇円）
■特価六千円（）

防府図書館から謄写印刷で、同じく昭和四十一年には、正式の活字印刷で刊行されました。二年には、正式の活字印刷で刊行されました。

■右の推薦文にある通り、本書は「明治維新、毛利氏、大内氏等の歴史を全国的視野から研究するため、きわめて有益な歴史研究書」として、県外の研究者にも自信をもつてお薦め致します。

■特価替切 十四年二月二十日（戻す）

め、内容にそぐわない題名となっていたのを訂正したいためです。

■当時の県内では珍しく庶民感覚の文化事業を進めた異色の政治家・上山満之進は、本書をはじめ『防長地名調鑑』『小早川隆景』ほか、多くの画期的な出版を企画し、その刊行に膨大な私費を投じています。

德山市图书馆の一三〇八三四四二一九五
マツノ書店

（本書240頁 文政12年～天保2年）

四月十日 萩の金谷天満宮に於て日本書紀の講釈あり。松崎天満宮の社人鈴木和泉講師として出張す。（密局日乗）

七月八日 大梁和尚を国分寺の住持職に補す。紫衣を着して参内し、海内安全・宝祚長久を祈禱すべき旨の綸旨を賜ふ。（国分寺文書）

十二月五日 東大寺の沙汰所權大僧都公般、上司主税を国衙の序奉行並に上司惣領職に補す。（上司家文書）

文政年間

大多和友右衛門・同武平・同可也等、牟礼村柳に青於藍塾を開設す。（佐波郡教育史）

天保元年

三月二十七日 宮市に於て米の入札を興行す。寄札二万六千七百八十六枚。二十八日拂時終了す。（当職所日記）

五月五日 柳助藏・同太兵衛・同治三郎等、西ノ浦字石崎に武道場を開く。（佐波郡教育史）

七月八日 三田尻・小郡・都濃・熊毛の諸郡大風雨洪水。（密局日乗）

九月六日 三田尻町方兩人役尾崎惣七、赤間関本締役に転じ、宮城伝左衛門その後任となる。（同上）

是年 恵日院（齐元側室、敬親生母）東佐波令の羅漢寺に文殊菩薩を寄進す。（注進案）

天保二年

三月 高崎千蔵、西浦女山に寺子屋を開く。（佐波郡教育史）

七月二十七日 防府の土民、幡集蜂起す。中閑・大浜・宮市・三田尻等の富豪を襲ひ、家宅を破壊すること七十数戸、その一隊は山口に、一隊は小郡に向ふ。諸郡の百姓、多年郡吏の苛政に苦しめるもの、之に呼応して各地に暴發す。八月朔日、藩政府は日付役を四方に派してその嘆訴するところを聞き、之を鎮撫せしむ。（諸郡百姓騒動日記）

二九八

内容見本

内容見本

（本書240頁 文政12年～天保2年）

▼「三点特価」は申込ハガキにあります。

▼限定部数は予約状況で多少変わります。

▼直販につき書店卸は致しません。

限定二八〇部

（番号入）

（本書240頁 文政12年～天保2年）

四月十日 萩の金谷天満宮に於て日本書紀の講釈あり。松崎天満宮の社人鈴木和泉講師として出張す。（密局日乗）

七月八日 大梁和尚を国分寺の住持職に補す。紫衣を着して参内し、海内安全・宝祚長久を祈禱すべし旨の綸旨を賜ふ。（国分寺文書）

十二月五日 東大寺の沙汰所權大僧都公般、上司主税を国衙の序奉行並に上司惣領職に補す。（上司家文書）

文政年間

大多和友右衛門・同武平・同可也等、牟礼村柳に青於藍塾を開設す。（佐波郡教育史）

天保元年

三月二十七日 宮市に於て米の入札を興行す。寄札二万六千七百八十六枚。二十八日拂時終了す。（当職所日記）

五月五日 柳助藏・同太兵衛・同治三郎等、西ノ浦字石崎に武道場を開く。（佐波郡教育史）

七月八日 三田尻・小郡・都濃・熊毛の諸郡大風雨洪水。（密局日乗）

九月六日 三田尻町方兩人役尾崎惣七、赤間関本締役に転じ、宮城伝左衛門その後任となる。（同上）

是年 恵日院（齐元側室、敬親生母）東佐波令の羅漢寺に文殊菩薩を寄進す。（注進案）

天保二年

三月 高崎千蔵、西浦女山に寺子屋を開く。（佐波郡教育史）

七月二十七日 防府の土民、幡集蜂起す。中閑・大浜・宮市・三田尻等の富豪を襲ひ、家宅を破壊すること七十数戸、その一隊は山口に、一隊は小郡に向ふ。諸郡の百姓、多年郡吏の苛政に苦しめるもの、之に呼応して各地に暴發す。八月朔日、藩政府は日付役を四方に派してその嘆訴するところを聞き、之を鎮撫せしむ。（諸郡百姓騒動日記）

（御手当沙汰控）

三月二十日 三田尻講習堂の諸生にいっただん總退塾を命ず。（明倫館兵学校其外伺書）

是より先き集義隊に三田尻屯集を命ぜしが、故ありて之を船木に移す。（諸隊沙汰控）

三月二十一日 三田尻宰判の諸寺院並に農町民より、時勢を察して献金を出願するもの多し。都合人役小幡図書を藩政府に報じて賞美の詮議を請ひ、且つその献金は總て宰判内の警備費に充当せんとす。本日、批して之を許可す。（御肩書物控）

三月二十七日 三田尻物頭役一人に柳井田閑門、同一人に勝坂閑門を警備せしむ。二十八日、警衛の心得書を交附す（御手当沙汰控）

三月二十四日 三田尻講習堂の諸生に三田尻繫泊を命ず。（御手当沙汰控）

三月二十六日 三田尻川口番所前より乗船するには、裏判役の乗船手形と支配所の出船手形とを要するの大法なるに、近時諸隊のもの急用と称し、之を率るものあり。三田尻代官所より之を藩政府に訴へ、仮令諸隊のものたりとも、今後は必ず政事堂の印鑑を以て乗船せしめんことを請ふ。本日、批して之を許可す。（御肩書物控）

三月 世良猪之助・中村真平・沓屋源三郎等に三田尻順番檢使添役現勤を命ず。（雑事控）

四月八日 世子元徳、昨日山口を發して三田尻に来る。本日、講習堂に臨みて諸士の文武稽古を覽、午後鞠生の松原に出でて御楯隊・報国團並に右田兵の調練を閱す。（明倫館兵学校其外伺書）